

令和2年度 幼稚園担当指導主事・担当者会議

# 都道府県協議会 協議主題について

文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
幼児教育調査官 小久保篤子

## 協議主題 2

カリキュラム・マネジメント  
と関連付けながら実施する  
学校評価について

## 【協議の視点①】

各幼稚園が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や幼稚園運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとするとしている。カリキュラム・マネジメントと関連付けながら学校評価を実施するとは、具体的にはどのようなことか。

## 第1章 総則 第6 幼稚園運営上の留意事項

### 1 教育課程の改善と学校評価等

各幼稚園においては、園長の方針の下に、園務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、教育課程や指導の改善を図るものとする。また、各幼稚園が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や幼稚園運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

協議の視点①

解説 P 131  
一部抜粋

- カリキュラム・マネジメントとは、第1章第3節の1において示すように、各幼稚園の教育課程に基づき、全教職員の協力体制の下、組織的・計画的に教育活動の質の向上を図ることである。また、各幼稚園が行う学校評価は、学校教育法において「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずる」と規定されており、教育課程の編成、実施、改善は教育活動や園運営の中核となることを踏まえ、教育課程に基づき教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントは学校評価と関連付けて実施することが重要である。
- 学校評価の実施方法は、学校教育法において、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告について定めるとともに、文部科学省では法令上の規定等を踏まえて「幼稚園における学校評価ガイドライン [平成23年改訂]」（平成23年11月15日文部科学省）を作成している。その中で、各幼稚園において重点的に取り組むことが必要な目標を設定し、その評価項目の達成・取組状況を把握するための指標を設定することが示されている。具体的にどのような評価項目・指標などを設定するかは各幼稚園が判断すべきことではあるが、その設定に当たっては、教育課程・指導、保健管理、安全管理、特別支援教育、組織運営、研修などの分野から検討することが考えられる。幼稚園は、例示された項目を網羅的に取り入れるのではなく、重点目標を達成するために必要な項目・指標などを精選して設定することが期待され、教育課程もその重要な評価対象になり得るものである。  
こうした例示も参照しながら教育課程や指導等の状況を評価し改善につなげることが求められる。

## 学校評価

学校運営（①教育活動、②その他の学校運営）について

- ① 目指すべき目標を設定し、
  - ② その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価し、
  - ③ 今後の改善方策の作成する。
- ①～③の循環により、教育の水準の保証と向上を図る

教育課程は学校運営の中核ともなる

学校評価の取組はカリキュラム・マネジメントと関連付けて

### カリキュラム・マネジメント

学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、**教育活動の質の向上**を図る。

- ① 教育課程の編成（幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応／全体的な計画にも留意しながら、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ）
- ② 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- ③ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

※ 学校評価において、具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断すべきこととしつつ、その設定の視点となる例が12分野にわたり示されている。学校評価をカリキュラム・マネジメントと関連付けて実施する観点からは、教育課程・指導に係る項目はもとより、当該教育課程を効果的に実施するための人的又は物的な体制の確保の状況なども重要である。各園は、例示された項目を網羅的に取り入れるのではなく、その重点目標を達成するために必要な項目・指標等を精選して設定することが期待され、こうした例示も参照しながら日々の保育や教育課程等の状況を評価し改善につなげていく必要がある。

### 評価項目・指標等を検討する際の視点となる例(12分野)

教育課程・指導／保健管理／安全管理／特別支援教育／組織運営／研修(資質向上の取組)／教育目標・学校評価／情報提供／保護者・地域住民との連携／子育て支援／預かり保育／教育環境整備

## 学校運営

安全管理、組織運営、研修、保護者・地域住民との連携、子育て支援、教育環境整備 等

## 教育課程

幼稚園教育要領  
教育目標 等

運営方針(重点目標等)

→ 学校運営のPDCAサイクル

→ 教育課程のPDCAサイクル

学校評価と教育課程のPDCAの関連の例(イメージ)

地域人材を活用した教育活動の充実を目指す

学校評価の重点目標

教育課程の編成

関連付けて

教育課程に基づく活動の充実  
↓  
教員の資質向上

学校評価の「研修」の評価結果を参考に検討

### 自己評価のPDCA

#### Plan【目標設定】

- 前年度の学校評価の結果・改善方策、保護者等からの意見・要望、アンケート結果などを踏まえ、目標設定に反映
- 学校として、精選された具体的かつ明確な重点目標を設定

#### Do【実行】

- 重点目標の達成を目指し、具体的な取組
- 教育活動等に関する情報・資料を日常的・組織的に収集・整理

教育の質向上

#### Action【改善】

- 学校は、今後の改善方策に基づき、具体的な取組の改善

#### Check【評価】

- 重点目標の達成状況や達成に向けた取組の状況を把握・整理し、これまで進めてきた教育活動その他の学校運営に関する取組が適切かどうか等を評価。また、その結果を踏まえた今後の改善方策を検討。

# 自己評価

自己評価を行うに当たっては、学校の教育目標等を実現するために、重点的に取り組むことが必要な目標や計画の取組状況等を適切に評価できる項目等を各学校の実情に応じて設定し、教育活動を実施する必要がある。また、評価結果を公表することにより、学校運営の質に対する説明責任を果たし、保護者との連携協力を推進することができる。

### ① 重点的に取り組むことが必要な目標等の設定

学校が、教育活動その他の学校運営について、**目標(Plan)－実行(Do)－評価(Check)－改善(Action)**というPDCAサイクルに基づき継続的に改善していくためには、まず**目標を適切に設定**することが重要である。

具体的にどのような評価項目・指標などを設定するかは各幼稚園が判断すべきことではあるが、その設定に当たっては、**教育課程・指導**、保健管理、安全管理、特別支援教育、組織運営、研修などの分野から検討することが考えられる。(要領解説P132)

### ② 自己評価の評価項目の設定

#### (ア) 自己評価の評価項目・指標等の設定

**重点的に取り組むことが必要な目標等の達成に向けた取組などを評価項目として設定**する。

また、評価項目の達成状況や達成に向けた取組の状況を把握するために必要な指標や、指標の達成状況等を把握・評価するための基準を、必要に応じて設定することが考えられる。

#### (イ) 成果への着目と取組(プロセス)への着目

評価項目等には、目標の達成状況を把握するための(成果に着目する)ものと、達成に向けた取組の状況を把握するための(取組に着目する)ものがあり、適切に設定することが望ましい。

### ③ 全方位的な点検・評価と日常的な点検

あまりに重点化された目標等を指向するのみでは、学校運営全体における力点の置き方に均衡を失する可能性もある。このことから、日々の学校運営の中で必要に応じ幅広い「全方位型」の点検等を適宜行うことが大切である。

### ④ 自己評価の実施

各教職員の自己評価の結果をファイルすることではない。「幼稚園」としての評価

自己評価は、園長のリーダーシップの下、**全教職員が参加して組織的に取り組む**ことが重要である。

各学校は、設定した評価項目等を用いて、目標の達成状況や達成に向けた取組の状況を把握・整理する。その結果をもとに、これまで進めてきた教育活動その他の学校運営に関する取組が適切かどうかを評価し、その結果を踏まえた今後の改善方策を検討する。

自己評価を行う上で、保護者等から寄せられた具体的な意見や要望、アンケート等の結果を活用する。

保護者アンケートは学校関係者評価ではない。自己評価の参考資料。

### ⑤ 自己評価の結果の報告書の作成

### ⑥ 自己評価の結果の公表・報告書の設置者への提出

### ⑦ 評価の結果と改善方策に基づく取組

各学校は、**自己評価の結果**及び今後の改善方策を、適宜具体的な取組の改善を図ることに活用する。

さらに、**自己評価の結果について評価する学校関係者評価の結果を踏まえ、自己評価及び今後の改善方策について見直し**を行い、それを今後の目標設定や取組の改善に反映させる。

## 別添 2 - 1 評価項目・指標等を検討する際の視点となる例

- 各幼稚園や設置者において、評価項目・指標等の設定について検討する際の視点となる例として考えられるものを、便宜的に分類した学校運営における12分野ごとに例示する。

この一つの分野として「教育課程・指導」がある。

- ただし、これらは、あくまでも例示に過ぎないものであり、一度にその全てを網羅して取り組むことは必ずしも望ましくない。また、各幼稚園の重点的に取り組むことが必要な学校評価の具体的な目標等を達成するために、必要な項目・指標等を設定することが重要である。

### 教育課程・指導

- ・ 建学の精神や教育目標に基づいた幼稚園の運営状況
- ・ 幼稚園の状況を踏まえた教育目標等の設定状況
- ・ 幼稚園の教育課程の編成・実施の考え方についての教職員間の共通理解の状況
- ・ 学校行事の管理・実施体制の状況
- ・ 教育週数、1日の教育時間の状況
- ・ 年間の指導計画や週案などの作成の状況
- ・ 幼小の円滑な連携・接続に関する工夫の状況
- ・ 遊具・用具の活用
- ・ ティーム保育などにおける教員間の協力的な指導の状況
- ・ 幼児に適した環境に整備されているかなど、学級経営の状況
- ・ 幼稚園教育要領の内容に沿った幼児の発達に即した指導の状況
  - ・ 環境を通して行う幼稚園教育の実施の状況
  - ・ 幼児との信頼関係の構築の状況
  - ・ 幼児の主体的な活動の尊重
  - ・ 遊びを通しての総合的な指導の状況
  - ・ 一人一人の発達の特性に応じた指導の状況 など

カリキュラム・  
マネジメントの  
「教育課程の実  
施状況を評価」  
の際の活用も考  
えられる。

# 幼稚園における学校評価の目的

- 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

# 学校評価により期待される取組と効果

- 学校評価の結果を踏まえ、各学校が自らその改善に取り組むとともに、評価の結果を学校の設置者等に報告することにより課題意識を共有することが重要
- 学校関係者評価の取組を通じて、教職員や保護者、地域住民等が学校運営について意見交換し、学校の現状や取組を知り課題意識を共有することにより、相互理解を深めることが重要。学校評価を学校・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして活用することにより、保護者・地域住民の学校運営への参画を促進し、共通理解に立ち家庭や地域に支えられる開かれた学校づくりを推進
- 学校評価は、限られた時間や人員を、必要度・緊急度の高い活動や教育効果の高い活動に集中するといった、学校の教育活動の精選・重点化を進める上で重要な役割を果たすもの。学校評価の取組を通じて、学校として組織的に、今、重点的に取り組むべきことは何かを把握し、その伸長・改善に取り組む。
- 学校評価は、あくまでも学校運営の改善による教育水準の向上を図るための手段であり、それ自体が目的ではない

# 幼稚園における学校評価

**自己評価** : 各学校の教職員等が行う評価。法令で実施等を義務化。

**学校関係者** : 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価。法令で実施等を努力義務化。

**第三者評価** : 学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況を踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から評価。法令で実施義務や実施の努力義務を課してはいない。

## 【参考】

### ○学校教育法

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

(幼稚園については、第28条により準用)

### ○学校教育法施行規則

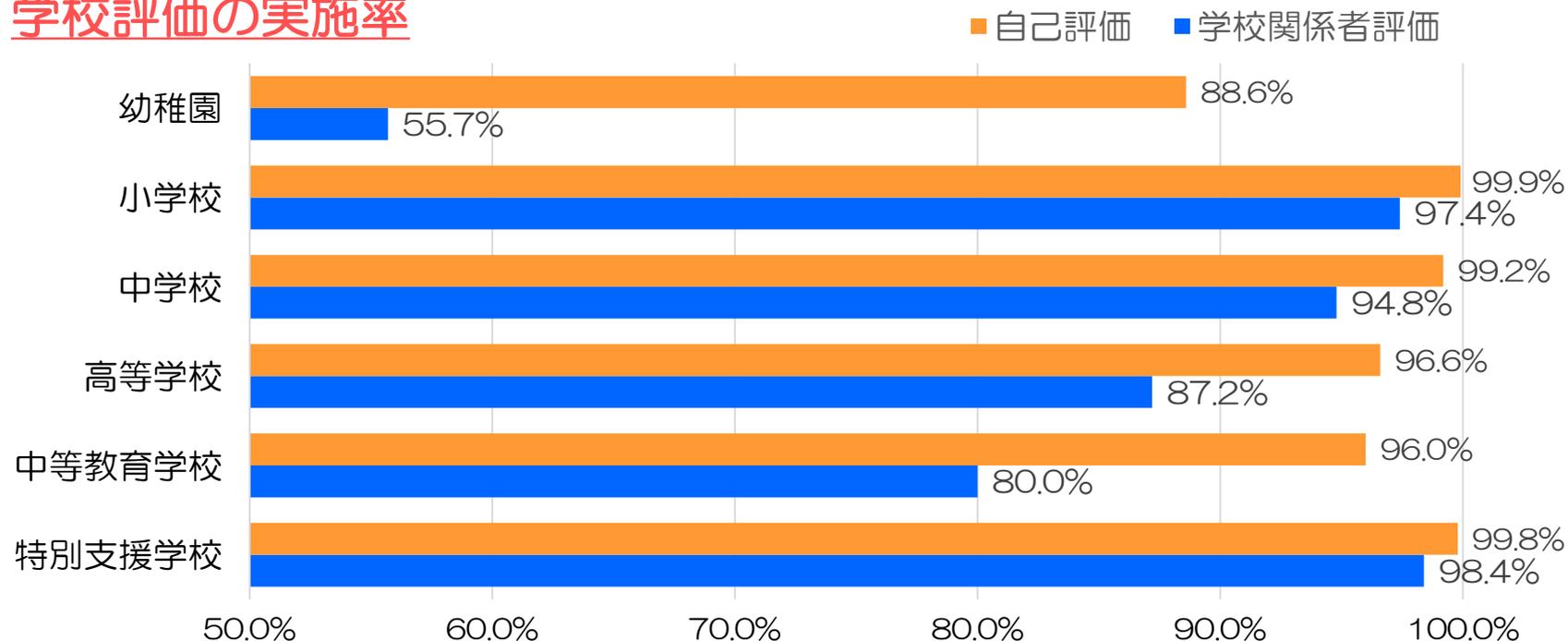
第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の学校の関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

## 学校評価の実施率



## 学校関係者評価を実施していない理由（幼稚園）

